

暴風警報等が発表された場合（非常時）の対応について

深緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記のようにご案内いたします。大府市では児童の在校中に下記の警報が発表された場合の下校方法を、「引き渡しカード」に記載された引き取り人の方への引き渡しとしております。内容をよくお読みいただき、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 「大府市」に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

（1）登校前に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されている場合

- ◆午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり登校し、給食を実施します。
- ◆午前11時00分までに警報が解除された場合は、2時間後、当日の授業を実施します。その場合の通学団ごとの集合時刻につきましては、学校HP【学校基本情報→おたより・各種書類→暴風警報発令時の通学団ごとの集合時刻について】もしくは、このお便りの4ページ目をご参照ください。なお、当日の給食も実施します。（給食の献立は、平常と異なる場合があります。）
- ◆午前11時00分までに警報が解除されない場合は、当日の授業を行いません。給食も中止します。
 - ・警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な時や登校が困難な場合は、保護者の判断で登校を見合わせて、学校へ連絡してください。

（2）登校後（在校中）に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

- ◆原則として、引き渡し訓練の時と同じ方法で準備が整い次第直ちに児童の引き渡しをします。
 - ・状況によっては児童の安全を校内において確保します。また、給食の実施について、教育委員会・校長会長・給食担当校長と協議の上、決定します。（給食の献立は、平常と異なる場合があります。）
 - ・特別警報が発表された場合は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）をします。

2. 「大府市」に大雨警報・洪水警報が発表された場合

（1）登校前に、大雨警報・洪水警報が発表されている場合

- ◆原則平常通りの授業を実施
 - ・登校前、気象状況等によっては、教育委員会・校長会長との協議の上、休校することもあります。
 - ・通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断で登校を見合わせ、自宅待機させて学校へ連絡してください。

(2) 登校後（在校中）に、大雨警報・洪水警報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・気象状況や通学路の状態から判断し、教育委員会・校長会長との協議の上、授業等を中止して、速やかに下校させることもあります。下校方法については学校で判断を行い、学校メルマガと、学校メルマガに加入していない保護者には、学校から保護者連絡網等を通じて連絡します。
- ・下校時に下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合があります。

3. 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・南海トラフ地震に関連する情報を注視し、対応については、教育委員会・校長会長との協議の上、決定します。

4. 東海地震注意情報が発表された場合（東海地震を想定した「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」が、現時点では廃止されていないため、この項目も残しています。）

(1) 児童が在校中の場合

- ◆引渡訓練の時と同じ方法で、準備が整い次第直ちに児童の引き渡しをします。

(2) 児童が在宅中の場合

- ◆自宅待機とします。給食については、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合に準じます。

〈学校再開の条件〉

- ◆東海地震安心情報（警戒宣言に至らず）が発表された場合

- ◆警戒宣言が解除された場合

上記の場合、次の基準に従って登校します。

- ア. 午前6時30分までに安心情報発表または、警戒宣言解除された場合は、平常通り授業を行います。給食を実施します。
- イ. 午前11時00分までに安心情報発表または、警戒宣言解除された場合は、2時間後、当日の授業を実施します。
 - ・給食が実施できない場合は、学校メルマガにより教育委員会から保護者へ発信。学校メルマガに加入していない保護者には、学校から保護者連絡網等を通じて連絡します。
- ウ. 午前11時00分を過ぎてから安心情報発表または、警戒宣言解除された場合は、当日の授業を行いません。給食も中止します。

5. 震度5弱以上の大地震が発生した場合

(1) 児童が在校中の場合

- ◆引渡訓練の時と同じ方法で、準備が整い次第直ちに児童の引き渡しをします。震度5弱以上の大地震が発生した場合は、中学生も含め、全ての児童が引き渡しとなります。また、中学生は引き取り者にはなれません。

(2) 児童が在宅中の場合

- ◆自宅待機とします。震度5弱以上の大地震が発生した場合は、メールや電話での連絡ができない状況になります。

6. 保護者の警報及び情報の確認方法について

(1) 暴風警報・暴風雪警報・特別警報の場合

- ・インターネット 名古屋気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/nagoya/>)
- ・地デジテレビ → dボタンにより気象情報が出ます。
- ・国土交通省防災情報提供センター携帯サイト (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)
- ・知多メディアスちたまる安全安心メルマガ (携帯)
→ 登録すると、警報等の情報が配信される。<http://www.chitamaru.jp/> にアクセスし、メニュー画面から「安心安全メルマガ」をクリックして登録画面に入ります。

(2) 東海地震等大地震の場合

- ・テレビ・ラジオ等で発表されます。

7. 学校メルマガの発信について

(1) 登校前

- ◆原則、学校メルマガは発信しません。
- ◆午前6時30分から午前11時00分までの間の警報解除について
 - ・市教委から警報解除の発信をします。その場合、学校メルマガに加入していない保護者には、学校から保護者連絡網等を通じて連絡します。

(2) 登校後

- ◆引き渡し訓練と同じように学校メルマガを発信します。学校メルマガに加入していない保護者には、学校から保護者連絡網等を通じて連絡します。市教委からは発信しません。
- ◆給食を実施しない場合
 - ・市教委から発信します。その場合、学校メルマガに加入していない保護者には、学校から保護者連絡網等を通じて連絡します。
- ◆東海地震注意情報が発表された場合 (児童が学校にいる場合のみ)
 - ・情報が発表されたことのみ市教委が発信します。それ以外については、引き渡し訓練と同じように学校メルマガを発信します。

8. その他

- ◆暴風警報・暴風雪警報・特別警報・東海地震注意情報が発表された場合・震度5弱以上の地震が発生した場合は、放課後クラブは閉館とします。利用されている児童につきましても教室まで引き取りをお願いします。ただし、下校後で放課後クラブに受け入れられた児童については、放課後クラブで引き渡しをします。南海トラフ地震に関連する情報が発表されたときには、教育委員会と協議の上、決定します。
- ◆発災時の状況により、通信システムの混乱などにより、メルマガの発信や受信が行えない場合も予想されます。発災時には、テレビやラジオなどで積極的に情報を取得していただくをお願いします。
- ◆学校メルマガでは登録してある他市町の情報が入ります。警報発令時はメールの発信元が大府市であることを確認の上、大府市の情報を把握してください。